

カムイワッカ地区における平成 25 年度事業実施計画

1 . カムイワッカ地区自動車利用適正化対策

- ・平成 25 年も 8 月 1 日から 8 月 25 日、9 月 15 日から 9 月 24 日の計 35 日間のマイカー規制を実施する。平成 23 年から平成 25 年の 3 カ年試行し、利用状況等のモニタリング結果から見直しの検討を行う。

2 . 硫黄山登山口の利用

- ・平成 25 年も引き続き試行として、道路特例使用制度を 6 月 22 日から 9 月 23 日までの 94 日間で実施する。なお、建設管理部における利用期間中の道路の維持管理業務（斜里町に委託し、道路管理員を日中に常駐）は平成 25 年度をもって終了する。

3 . カムイワッカ湯の滝の利用

- ・平成 25 年度の供用方針は現在のところ未確定であるが、諸条件に概ね変更がないため、平成 24 年度と同様の方法で供用することになる見込みである。（管理方針は、今後関係機関で協議の上、決定する。）